

伊勢崎市 Made in いせさき感染症対策機器及び物資購入に係る病院、福祉法人等支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市は、病院、福祉法人等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を推進するため、市内で生産される感染症対策機器及び物資を購入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、規則の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 民間病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院であって、同法第31条に規定する公的医療機関以外のものをいう。
- (2) 特別養護老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。
- (3) 有料老人ホーム 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。
- (4) サービス付き高齢者向け住宅 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。
- (5) 市内製造業者 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める分類表のうち、大分類E（製造業）を主たる事業として営むものであって、現に操業中である生産拠点を市内に置くものをいう。
- (6) 指定 Made in いせさき感染症対策機器及び物資 市内の生産拠点

で製造された製品のうち、市長が感染症対策に資すると認め、これを指定したものをいう。

(指定機器及び物資の認定申請)

第3条 指定Made in いせさき感染症対策機器及び物資の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、指定Made in いせさき感染症対策機器及び物資の認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(指定機器及び物資の認定基準)

第4条 指定Made in いせさき感染症対策機器及び物資の認定基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該機器及び物資が、市内製造業者が自社開発をした最終製品であって、かつ、当該機器及び物資の生産工程における最終工程が当該市内製造業者の生産拠点で行われるものであること。

(2) 当該機器及び物資が、市内製造業者により自社開発された最終製品でないものの、当該機器及び物資の生産工程における最終工程は、当該市内製造業者の生産拠点で行われるものであること。

(3) 当該機器及び物資が、市内製造業者により自社開発された最終製品でないものの、当該機器及び物資の価格、使用する部品又は部材に占める割合の50%以上を市内製造業者(単独又は複数の市内製造業者)の生産拠点で製造されるものであること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの。

(指定機器及び物資の認定及び通知)

第5条 市長は、第3条の申請書を受理したときは、前条に規定する認定基準に適合するか審査し、認定の可否を決定したときは、指定Made in いせさき感染症対策機器及び物資の認定結果通知書(様式第2号)により当該認定申請者に通知するものとする。

(指定機器及び物資の周知)

第6条 市長は、前条の規定により認定をした指定機器及び物資を市

のホームページを通じて、広く周知するものとする。

(補助対象者)

第7条 補助対象者は、市内において、民間病院、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅を開設している法人（以下「病院、福祉法人等」という。）とする。

(補助対象事業及び経費)

第8条 補助の対象となる事業は、病院、福祉法人等による指定 Made in いせさき感染症対策機器及び物資の購入費とし、対象経費は当該購入費から寄附金、その他収入を控除した額とし、その額が30万円以上のものを交付の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの経費は、補助対象経費から除くものとする。

(1) この補助金の交付決定以前に着手したもの

(2) 国、県又は市が実施する他の補助制度の対象となるもの

(補助額)

第9条 前条の経費に対する補助額は、当該経費の3分の2以下の額とし、上限額は120万円とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(申請の回数)

第10条 補助金の申請は、1法人当たり1年度につき1回限りとする。

(申請書の様式等)

第11条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、当該年度の1月22日までとする。

(記載事項)

第12条 規則第4条第2項第5号に規定する市長の定める事項は、

次のとおりとする。

- (1) 新たに購入しようとする機器及び資材の内容がわかるもの（見積書、パンフレット等）
- (2) 商業登記簿に係る登記事項証明書
- (3) 法人の所在証明書
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類その他参考となる資料

2 補助事業者等は、規則第4条第1項による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して市長に申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付決定通知書の様式）

第13条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

（状況報告）

第14条 補助事業者等は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

（申請の取下げ）

第15条 規則第8条第1項の申請の取下げの申出の様式は、様式第5号のとおりとし、交付決定通知書を受領した日から20日以内に市長にこれを提出しなければならない。

(変更又は中止の承認申請)

第16条 補助事業者等は、第13条の交付決定通知書を受けた後、規則第6条第1項第1号の規定により補助事業等の内容を変更し、又は同項第3号の規定により補助事業等を中止するときは、様式第6号を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき変更又は中止を認めるときは、伊勢崎市Made in いせさき感染症対策機器及び物資購入に係る病院、福祉法人等支援事業内容変更(中止)承認・不承認通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書の様式)

第17条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(添付書類)

第18条 規則第13条の実績報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業の支払を証する書類(請求書、領収書等)

(2) 新たに指定Made in いせさき感染症対策機器及び物資を購入したことが確認できるもの(購入した際の納品写真等)

(3) その他市長が必要と認めるもの

(報告書の提出時期等)

第19条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業等の完了(補助事業等の廃止の場合を含む。第21条第2項において同じ。)後30日以内又は又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第20条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知の様式は、様式第9号のとおりとする。

2 第12条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者等は、

規則第13条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長に報告するとともに、規則第17条第2項の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（書類の整備等）

第21条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
（補助の取消し等）

第22条 規則第17条に定めるもののほか、市長は、交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 当該事業において新たに導入した生産設備を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に売却し、又は処分したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) その他法令又はこの要領に違反する事実があったとき。

（財産処分制限の期間）

第23条 規則第19条第2号に規定する市長の定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、事業完了（当該財産の取得）後減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する

期間とする。

(書類の経由)

第24条 規則及びこの要領に基づき市長に提出する書類は、経済部企業誘致課を経由しなければならない。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月12日から施行する。